

## 第 22 回政策評価審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和 3 年 2 月 26 日（金）15 時 00 分から 16 時 10 分
- 2 開催方法 W e b 会議により開催
- 3 出席者  
(委員)  
岡素之会長、森田朗会長代理、岩崎尚子委員、薄井充裕委員、田淵雪子委員、前葉泰幸委員、白石小百合臨時委員、田辺国昭臨時委員  
  
(総務省)  
谷川総務大臣政務官、長屋総務審議官、白岩行政評価局長、米澤大臣官房審議官、佐々木大臣官房審議官、砂山総務課長、原嶋企画課長、辻政策評価課長、中井評価監視官
- 4 議 題
  - 1 政策評価審議会の提言最終案について
  - 2 行政評価局調査について（不登校・ひきこもりの子供支援に関する政策評価）
- 5 資 料
  - 資料 1 政策評価審議会提言（最終案）
  - 資料 2 不登校・ひきこもりの子供支援に関する政策評価（概要）
  - 参考資料 政策評価審議会提言（最終案）概要
- 6 会議経過
  - (1) 谷川総務大臣政務官から挨拶が行われた。
  - (2) 事務局から、「政策評価審議会の提言最終案」について、資料 1 に沿って説明が行われた後、行政評価局は提言に沿った政策改善機能の強化を着実に行ってほしいなどの牛尾委員からの意見が代読された。その後行われた意見交換の概要は以下のとおり。
    - ・ 政策への関心を高め、信頼を得るためにも、適切かつ客観的な評価が必要なことをもっと強調して良いのではないかという意見があった。
    - ・ 提言の内容を国民に理解してもらうために、ポイントをまとめた訴求力のあるペーパーを作成し、情報発信してほしい。また、今回の提言は、各府省ヒア

リング等で現場の声に耳を傾けて作成されたものであるため、アンケート結果やヒアリングの日程を掲載するなどして、各府省の声を集約化したことを示すことができれば良いとの意見があった。

- 提言をどのように実現につなげていくのかが重要。政策評価については各府省の政策評価担当者による意見交換を行うことも有効だと考えるほか、行政評価局調査については、政策評価審議会が管区行政評価局職員や行政相談委員と意見交換を行い現場の声を実践につなげていくことも可能。また、コロナ禍でも様々なツールを活用することによりオンラインによる視察を行うなど、政策評価審議会としてできることを行い、提言の実践につなげる役割を果たすことができれば良いという意見があった。
- 評価について、時代に応じて変わらない部分と変えていかなければならない部分がある。大きく変わった、そして今後も変わっていくと良いと思うところは、評価に携わる人の姿勢や意気込み。現在は、各府省と総務省行政評価局が一緒になって政策を作り上げていくという、評価が担う役割が高まっていると感じている。今回の提言をスタートとして、今後制度が発展していくことを期待するとの意見があった。
- 外部に提言を発信する際、全面に押し出すのは、役に立つ、しなやか、納得できる、の評価があるべき3つの姿だと思う。しなやかではなく、役に立つを最初に持ってきたことで、方向性がはっきりしたとの意見があった。
- 提言では、実績評価が政府の活動全てを範囲とするものではないこと、数値目標の設定が必ず望ましいものではないということが打ち出されている。今後どう評価を実施していくのか、政策評価審議会や総務省行政評価局等が協力し、各府省がうまく機能できるような評価の仕方を考えてほしいとの意見があった。
- 良い評価をするためには、関係者のコミュニケーションの頻度や質を上げていく必要がある。各府省、関係団体、企業、個人等様々なステークホルダーとのコミュニケーションを密にすることによって、全体の質を高めるという点を提言の実現の中で更に向上させてほしいとの意見があった。
- 評価は、評価される側が担当している政策・施策の質を改善していくためのツールとして位置付けていくというイメージを強く打ち出していくことが重要。また、社会、国民が見た時に、受け入れられるものは更に伸ばす、改善すべき余地があるものは改善を提言していくという機能を果たすべきであり、「開かれた」というイメージも重要だとの意見があった。
- 既存の制度を前提に改善策を考えるのではなく、基本的な制度そのものを見直していくことが必要となる。そのような政策提言についても政策評価審議会、政策評価が機能していくことが望ましいとの意見があった。

(3) 審議の結果、「政策評価審議会の提言最終案」については、追加資料の編集とそれに伴う必要な修正を行った上で委員に通知した時点で提言の決定とすること、またその提言を意見具申の形で大臣に提出した後に公表することとされた。

(4) 事務局から、「行政評価局調査（不登校・ひきこもりの子供支援に関する政策評価）」については、資料2に沿って説明が行われ、その後意見交換が行われた。意見の概要は以下のとおり。

- ・ コロナ禍において、自宅待機となった子供をリモート授業に参加させた結果復帰後の子供たちの交流がスムーズであったと聞いている。不登校・ひきこもりの子供がいきなり学校に来て居づらくなってしまい、また不登校になってしまうことに対するクッションのような役割をICTが果たしていると感じているので、政策評価においてもポイントとしておいてほしいとの意見があった。
- ・ このテーマについては、オンラインでのつながりにより発生する学校でのトラブルや、ひとり親家庭等の家庭環境の問題など、複合的な要因について十分な検証が必要との意見があった。また、関係各府省が連携して課題の解決に当たること、目指す方向性を定めながら、社会全体で考える機会として、研究会を発足することを検討いただきたいとの意見があった。
- ・ 「子供に寄り添う視点から総合的に評価」という点に加え、「子育て」といった子供の視点にも踏み込んだ調査設計にしていきたいとの意見があった。また、調査のツールとしてオンライン、デジタルを有効に活用してほしいとの意見があった。
- ・ オンライン授業により、不登校になっている子供たちも同じ授業を受けることが可能になれば、不登校・ひきこもりの概念を見直す必要があるのではないかとの意見があった。また、これまでの不登校対策は、対症療法的なものが多いので、問題の発生要因などについて深掘りをした調査をする良いタイミングだとの意見があった。加えて、GIGAスクール構想では、子供たち一人ひとりの特性に合わせた「個別最適化」がキーワードになっており、個人情報などの扱いなど気をつけるべき点はあるが、子供たちがインターネットを通じてどのような学習をしていたかについてのスタディーログを取って、分析し、子供たちの特性を把握することが可能であるとすれば、不登校の原因や施策の有効性について評価していくべきではないかとの意見があった。

(5) 審議の結果、「行政評価局調査（不登校・ひきこもりの子供支援に関する政策評価）」については、委員等の意見を踏まえた検討を行い、その結果を政策評価審議会に報告するなどして、進めることとなった。

以上

(文責：総務省行政評価局)